

令和7年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月8日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について	12
議案第 4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第 5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)	19
議案第 6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	61
議案第 7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)	63
議案第 8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)	65
議案第 9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算(第1号)	67
閉会の宣告	69

署 名 7 1

令和7年第3回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 7 年 9 月 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 9 月 8 日 午 後 3 時 1 7 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	2	襲 地 照 夫	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	菊 池 孝 広	○	11	三 田 地 泰 正	○
	4	千 葉 泰 彦	○	12	三 田 地 久 志	○
	5	佐 藤 安 美	○			
	6	小 松 ひ と み	○			
	7	畠 山 昌 典	○			
	8	畠 山 和 英	○			

正副委員長氏名	委員長	林 崎 竟次郎	副委員長	畠 山 和 英
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原 克彦	局長補佐	石 黒 保 幸
	主任	川 崎 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総務課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	小野寺 一 徳		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和7年第3回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和7年9月8日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

- (1) 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例について
- (4) 議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（三田地泰正君） お諮りをします。

これより委員長の互選を行います。委員長の互選については、本職より指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、9番、林崎竟次郎委員を指名します。

林崎委員長と席を交代します。ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（林崎竟次郎君） おはようございます。ただいまご指名をいただきました林崎

竟次郎でございます。本日の委員会は、条例改正4件、補正予算が5件でございます。

慎重審議のほど、また審査の進行について特段のご協力をお願いします。

◎副委員長の互選

○委員長（林崎竟次郎君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、8番、畠山和英委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◎議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） これより審査に入ります。

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。9件の議案審査になります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず初めに、最終ページ、6ページの参考資料2を御覧いただきたいと存じます。6ページに今回の一部改正の目的という資料をつけてございます。現在国が進めようとしている地方公共団体情報システムの標準化というものがあります。その標準化は、全国の地方公共団体が住民サービスで用いる基幹業務システムをガバメントクラウド上で稼働する国が定めた標準仕様に適合したシステムへ一斉に移行する取組でございます。住民の皆さんの利便性の向上、行政運営の効率化、そしてシステム関連コストの削減等、そちらを目的としておるものでございます。

まずは、この資料でシステムの標準化のうち、住登外者宛名番号管理機能についてご

説明いたします。現在地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき国の標準化基準に適合した情報システム、これは標準準拠システムと言いますが、この標準準拠システムの利用が義務づけられていることから、本町におきましても現在各種システムの準備を進めているところでございます。

その中で、本町に住民票を置いていない住所地特例等の住民登録外の方々、略して住登外者と呼んでございますが、その住登外者の方々について住民基本台帳、地方税あるいは福祉関係等のシステムによりまして、それぞれ個別に管理されているところ、これらを一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能というのが実装されておまして、この機能において登録された住登外者はマイナンバーとひもづけされる仕様になってございます。

参考としまして、資料の下の部分にシステムの標準化前後のイメージを掲載しておりますので、御覧願いたいと思います。ある1人の住登外者の方に関して、各業務システムで現在は別々に宛名番号を設定している場合が左側の標準化前のイメージです。それぞれ異なる宛名番号が付番されているものが共通の宛名番号に統一されるというものになってございます。ただし、本町の実際といたしましては、住基システムとの連携によりまして、既に共通の宛名番号を使用している部署が多いところではありますが、改めて法に基づいた標準の準拠システムとして、同じ宛名番号を設定しまして連携できる仕組みを整理するものでございます。

次に、条例改正の理由について説明いたします。この住登外者宛名番号管理機能を取り扱う事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが通称マイナンバー法と呼ばれていますが、このマイナンバー法の個人番号の利用ができる事務として掲載されていないために、本町でマイナンバーを独自に利用する事務、これが通称の独自利用事務になりますが、その独自利用事務を条例で定める必要があるということで国の見解が示されてございます。

そこで、国の見解に基づきまして、マイナンバー法に基づく独自利用事務として、併せてマイナンバー法令に規定されている個人番号利用事務に関する情報を本町の執行機関内において連携すること、庁内連携と言いますが、この庁内連携ができるように規定する必要があるため改正しようとするものでございます。

それでは、改めまして本条例の説明に入ります。4ページから5ページまでの新旧対照表を御覧願いたいと存じます。4ページになりますが、まず既存の第3条第1項を第2項として繰下げて、同条第1項を新設しまして、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として加えております。本町には、これまで独自利用事務がありませんでしたので、これを新設したものであります。

次に、第2項でございますが、先ほど申し上げましたとおり、第1項だったものを第2項に移しております。内容としましては、マイナンバー法令に規定される個人番号利用事務間での庁内連携について規定しているものでございます。

また次に、第3項について、これを新設し、左から数えて第1欄の執行機関において、第3欄の独自利用事務である住登外者宛名番号管理機能による情報の管理に関する事務が保有する第2欄のマイナンバーを含む特定個人情報を第4欄のマイナンバー法令に規定される個人番号利用事務間で庁内連携できることとする規定を加えてございます。

2ページから別紙の3ページの最後の行に戻っていただきたいと存じます。3ページの下のところの附則でございますが、この条例の施行期日を定めるもので、公布の日から施行することとしております。

以上が改正の内容でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様には申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、菊池委員、どうぞ。

○委員（菊池孝広君） ただいまご説明をいただきましたように、住登外者の情報の利用ということでございますが、この6ページの資料でございますけれども、標準化後のイメージで、住登外者Aと、縦型の矢印で「連携」というふうに入っておりますが、左側

のシステム側の「連携」という部分についての利点と申しますかがちょっと分からないので、お伺いします。

あと個人への反映と申しますか、住登外者の方でございますけれども、この「連携」というのは、マイナンバーカードを所有していなければ利用できにくいものか、その部分をちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（三上義重君） 総務文書室、佐々木主任。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木主任、どうぞ。

○総務文書室主任（佐々木悠紀君） 委員の質問にお答えさせていただきます。

ここの6ページの参考資料、イメージ中の住登外者A同士の連携についてでございますが、まず1点目がマイナンバーカードの有無は基本的には関係ございません。細かいことを申し上げますと、マイナンバーのカードを持っていなくても、いわゆるマイナンバー、個人番号を持っていれば連携できるものというのが1点と、もう一点、今回マイナンバー法に関しての条例改正ということになってございますけれども、例えばマイナンバーの有無にかかわらず、この住登外者の方々であれば、役場内でこの情報を連携できるものになってございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私も標準化後のイメージというのを見ていたのですが、いわゆる一元的に管理することによって、行政上の主な手続なわけですが、どういう行政上大きな取扱いになればメリットがあるのかお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 佐々木主任。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木主任、どうぞ。

○総務文書室主任（佐々木悠紀君） ご質問にお答えさせていただきます。

これに関しましては、いわゆる国の標準化法に基づいた利点の説明ということになりますけれども、総務省のホームページによりますと、こういった標準化や共通化の取組によって、いわゆる人的、財政的な負担の軽減を図れるというのが1点。

もう一つが、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供、あるいは地域の実情を踏まえた企画立案業務に注力できるようにする。

もう一つが、例えばオンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築できるようにするという目的があつてございます。

利点としましては、こういった形になってございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） これを連携することによって、人的な負担が減るということですが、これを取り扱うのは各課にまたがると思うのですが、あるいはまた支所も対象になるのか。そして、これが導入されることになれば、人員の負担が軽くなるということであれば、いわゆる町職員の削減も考えているのか、この点について伺います。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の改正分は、あくまでも岩泉町自体で、その事務軽減のために取り組むものではございませんので、国のほうから出てきましたまず標準化ということで、国としましてはその標準化で、今は先ほどお話ししました6ページのイメージごとに、各サービスごとにシステムをパソコンで管理しています。それを今度は統一化しようということが国の動きでございます。各市町村によっては、例えば名字の字体が様々な形がありますけれども、こういったものが各市町村のところで登録してやっているのですが、それを統一化したいというものの動きでございますので、このことによって市町村の職員の事務がかなり軽減になるとかというものはございません。あくまでも動きとすれば、これは標準化、統一化したいというものに合わせての改正になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） はい。

○総務課長（三上義重君） という理由ですので、特に支所のほうでの対応というのは、結局本庁でのデータ管理になってございますので、支所のほうへの影響というのはございませんので、よろしく願います。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動

の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議案第2号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、ご説明させていただきます。

この条例改正は、最近における物価の変動に鑑み、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の考え方に基づく公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に係る所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、3ページからの参考資料、新旧対照表でご説明申し上げます。3ページの新旧対照表でございます。第8条中、7円73円を8円38銭に改め、次の4ページ、第11条中、541円31銭を586円88銭に改めるものでございます。

最後の5ページに公職選挙法施行令の公営単価改正をまとめた概要表をおつけしております。各項目の改正単価、現行単価、町条例記載の有無を一覧にしたものでございますが、太枠の部分が今回の単価改正該当項目となっております。

最後に、2ページにお戻り願います。附則にて、この条例は、公布の日から施行する

ものとしておりますが、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営
等に関する基準を定める条例について

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第3号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例についてご説明をいたします。

初めに、4ページから5ページまでの附則の第2項を御覧いただきたいと思っております。

今回の条例の制定に伴い、附則の第2項の1号から8号までの全8件の条例を廃止する

こととしておりますので、まずその説明からさせていただきたいと思えます。

これらの条例は、各事業の要件等に関する基準を定めたもので、根拠法令に基づく基準省令で定めた省令基準を基に定めているものでございます。これらの条例で定めるべき基準は、3区分あるもので、まず必ず適合させなければならない従うべき基準、次に合理的な理由のある範囲内で地域の実情に応じて異なる基準を定めることができる標準とすべき基準、最後に省令基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる基準を定めることができる参酌すべき基準の3つとなっております。現在は、これらの基準を個別の条例で定めていますが、これらの事業を行う事業者にとって、当町の基準が省令基準どおりなのか、独自基準のどちらなのか分かりにくいものとなっております。

さらに、ここ数年で申し上げますと、家庭的保育事業等になりますけれども、町内に対象がない事業であっても基準を定めなければならず、省令基準が改正された場合に合わせて条例改正をする必要があり、また引用法令等で条文等の繰上げや繰下げなどの実質的に変更がない改正の場合も条例改正が必要となるなど、その都度事務手続が生じ、条例改正を行ってきたところでございます。

このことから、基準を適用する事業者等に分かりやすい内容とするとともに、事務の煩雑さの軽減にもつながることから、基準省令どおりの基準と独自基準等を明確に分け、併せてこれらの条例を一つにまとめる形で条例を制定しようとするものでございます。

なお、現時点では独自基準は必要ないと判断し、全ての基準を基準省令のとおりとする内容となっておりますことを申し添えます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。2ページにお戻りさせていただきたいと思えます。第1条の趣旨では、この条例の根拠である児童福祉法、介護保険法及び子ども・子育て支援法に基づいて必要な基準等を定めるものであることを規定しております。

第2条の定義は、基準の対象となる事業等に関する用語の意義を明確にするための規定となっております。

第3条の基準の原則が、この条例の主目的となる規定で、別表を用いて各事業の基準等を規定する内容となっております。

5ページから7ページまでの別表を御覧させていただきたいと思えます。1の項の放課後児

童健全育成事業を例に説明いたします。法律の規定は、この事業に関する基準等を条例で定める根拠である児童福祉法の条文を規定しています。

次に、要件及び基準に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が条例で定めるべき事項であり、当町の基準は一番右の法令等に規定した厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で定める基準どおりとするという内容に整理した内容になります。

そして、従前の8件の基準に今回3の項として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する基準を加えた9件の基準を本条例で規定するものとなります。

第4条は、これらの事業から暴力団を排除する規定となります。

3ページ、4ページの第5条から第8条までは、各事業の省令基準とは別に根拠法で事業者として申請することができる者の要件を条例で定めることとされていることから、事業を行う者を法人等と規定するものです。

条例の施行に関して定めがない事項につきましては、第9条の補則の規定に基づいて町長が別に定めることとなります。

施行日につきましては、附則の第1項のとおり、公布の日とするものです。

以上が条例の内容の説明となります。

なお、この形で規定することで今回省令基準の改正があった場合、改正後の基準をそのまま当町の基準として支障がないかを確認することとなりますが、実質的な変更がなければ、従来のようにその都度条例を改正する必要はなくなることとなります。しかし、省令基準と異なる独自基準を設ける場合、新たな事業等を加える場合は、本提案の条例の改正についてお諮りすることとなります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 今ご説明をいただきました。改正の理由は、責任の明確化という部分もあると思います。法人というふうになっておりますが、個人事業主とか、そういった新たな事業を展開したいとか、そういったような方々がもしおられた場合、カバー

できる方法があるのか、それは独自の方法になるのか、法人化するメリットとといいますか、その部分がどのようになるかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 阿部総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 阿部総括室長、どうぞ。

○健康推進課総括室長（阿部宏行君） お答えいたします。

5条から8条の規定になりますけれども、これらは全て介護保険の事業を行う者に関するものとなっております。介護保険法の中で、事業を行う者は市町村に申請をして指定を受けなさいとなっておりますが、その申請を行う者の要件を条例で定めなさいとされております。ただ、この条例で定めるに当たっては、介護保険法施行規則、こちらの基準に従って定めなさいとなっております、それぞれ法人等となっていることから、現時点ではそちらが改正されない限り、個人事業主といった形での事業者としての事業はちょっとできないという形になります。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 福祉は今までも、そしてまたこれからも非常に大事な行政上の大きな位置づけがあるものだというふうに思っているのですが、そこで今それぞれ基準について説明があったのですが、この資料の5ページになるのですが、1から9を、いわゆるこの運営上に関する基準というか、これにのっとってやられる、あるいはやるということなのですが、そこで具体的にお伺いしますが、1から9まで、現在岩泉町でどれぐらいの事業の数があるのか、それぞれ現在の置かれている事業数をお答え願います。

また、今非常に人手が足りない、特に福祉の関係の職員の採用が難しい中で、人員配置は具体的にどのぐらいになっているのか、それぞれの事業所ごとに、分かっている範囲で説明をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えします。

まず、別表の1から9までの区分の委員ご質問の事業所でございますが、ちょっと一部資料がなかったり、確認しなければならない部分がありますが、1番の放課後児童クラブにつきましては、ご存じのとおり3か所あって、事業者数とすれば2ということで、

2の家庭的保育事業等については、現在ゼロでございます。3は、先ほど説明したとおり新規事業ですので、これから出てくるかどうかというところでございます。

大変申し訳ございません、4から9の介護の分につきましては、事業者は町内の部分ではあるのですが、人員等とか事業者数、厳密に、今資料がないので、ちょっと答弁を保留とさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 改めて言わなくてもいいが、今全国的に非常に介護関係の職員が不足しているような報道がなされる中で、当町においてもそういうふうに人員の確保が難しい状況なのか、あるいはまた事業所の経営というか運営も、何か介護サービス、デイサービスの関係で採算が合わないので、規模縮小にあるというようなことも聞いているのですが、現状としてやはり職員数の確保は難しい状況なのか、そしてまた将来これに対して担当課としてどのような対策を打っていくのか、お考えをお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

介護事業所の状況でございますが、大変物価高騰等の影響が直に来ておりまして、公定価格、利用者に転嫁できるような形での事業形態になかなかなくなってございませんで、苦しい状況とお聞きしております。

肝心な介護事業所の職員という部分でございますが、私どもも年数回程度、地域の介護事業者の方々と密に意見交換したり、地域のケア会議事業というのを開催しながら情報を交換しておるところでございますが、やはり介護事業への興味といいますか、求人を出しているのですが、なかなかそこに応募がない状況がかなり長く続いている状況ではないかなと思っております。これは、もう当町だけではなく全国的な問題となっているようでございまして、一部新聞報道等によりますと、2040年には国レベルで60万でしたかの働き手が足りなくなるのではないかというふうな報道もされているところでございます。

今町といたしましては、何とか地域の介護資源で、まだ需要と供給のバランスが取れて、地域の介護状況は保てるのではないかなと今のところ考えておりまして、何とか地

域の介護資源を有効に活用させていただきながら、地域の介護は地域でというふうなところで、関係機関と協力しながら、あるいは町といたしましても支援をしながら、先日の一般質問でも町長から答弁いただいたように、何らかの支援を人材確保に対してというところで考えております。

今補正にも物価高騰対策やその対策等の支援もお願いしておりまして、町としてはなるべく町内の介護事業を縮小させないような形で進めたいと現在は思っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第4号 岩泉町水道事業職員の給与の種

類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年10月1日から地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で選択できるようになったことから、水道事業職員も同様の取扱いにしようとするため、この条例を制定しようとするものであります。

水道事業職員以外の町の職員につきましては、去る6月の定例会に提案し、既に議決していただいているところですが、今回はそれを受け、水道事業職員についても同様の取扱いにしようとするものであります。

部分休業制度と改正の内容について、若干説明させていただきます。部分休業制度は、育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合に、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間を短縮できるものであり、これまでは1日2時間以内となっておりましたが、今回の改正により、1年につき10日分の労働時間数の範囲内での休業の取得も可能となるものです。

それでは、3ページの新旧対照表をお開きください。現行の19条第2項の条文2行目、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る）を、改正後においては1日の勤務時間の全部または一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る）とするものです。

なお、改正後の1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間が、先ほど説明しました10日分の労働時間数となるところであり、今回の法改正の中で規定されているところです。

2ページにお戻り願います。この条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、換気のため午前11時まで10分間休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

○委員長（林崎竟次郎君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）

を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第5号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、国及び県の補助事業に伴う事業、さらには昨年度国庫負担金等を導入して行いました事業の実績額の確定に伴います国庫負担金等の精算返還金など、早期の対応を要する事業について追加の予算を計上したところでございます。

なお、今回の補正予算におきまして、今年度の職員体制に基づく人件費の調整も行っておりますことを申し添えます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。13ページを御覧願いたいと存じます。別冊のつづりとしてお配りしております令和7年度補正予算新規事業と概要につきましては、

後ほど担当課長のほうからの説明がございますので、ここではそのほかの主な補正予算項目をご説明させていただきます。

13ページ、2款1項1目一般管理費、13節にテレビ受信料134万円を追加しております。これは、さきの議会全員協議会のほうでも説明させていただきましたが、公用車14台分のNHK受信料未払いに対応するための補正予算を今回お願いするものでございます。

次の14ページでは、18節で合併70周年カウントダウンコンサート開催事業負担金750万円を皆減してございます。

同じページ、3目財政管理費では、24節に財政調整基金積立金2億6,900万円を追加しております。これは、地方財政法の規定によりまして、繰越金の2分の1以上の額を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、18ページから19ページになりますが、3款民生費では昨年度事業の実績額の確定に伴います国庫負担金や交付金等の精算返還額が計上されているところでございます。

次に、20ページを御覧願いたいと存じます。20ページ、4款1項2目予防費、12節に定期予防接種委託料959万4,000円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の定期予防接種に対応するものでございます。

続きまして、22ページを御覧願いたいと存じます。22ページ、5款3項3目漁港建設事業、14節に小本漁港水門補修工事1,500万円を追加しております。これは、小本漁港水門の予備エンジン及び機械設備等をつなぐメイン配線において、老朽化により利用できない部分が判明したために、非常用巻上機と2次配線の更新をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページにお戻り願います。9ページからが歳入になります。10款1項1目地方交付税で、普通交付税1億3,996万7,000円を計上しております。これは、本年度の普通交付税の額の確定に伴うものとなっております。

次の11ページを御覧願います。19款1項1目繰越金で前年度繰越金2億3,236万9,000円を計上して、財源の調整を行ってございます。

また、21款1項5目緊急自然災害防止対策事業債で小本漁港水門補修事業1,500万円、町道メンズクメ線舗装補修事業3,000万円を充当すべく計4,500万円を計上してござい

た。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、地方債補正をご説明申し上げます。6ページにお戻り願います。6ページ、第2表、地方債補正であります。新たに緊急自然災害防止対策事業を追加しまして、限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を13億7,420万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。1款1項議会費、12ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

2款1項総務管理費、13ページから15ページです。質疑はありませんか。

3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 14ページの18節についてお伺いといいますか、要望になるかとは思いますが、このイベントでは先日の一般質問で質問をさせていただいたところがございます。このカウントダウンコンサートでございますが、一般質問でも申し上げましたが、たかがイベント、されどイベントでございます。やはりこの減額については、これはこれでよろしいかと思えます。ご回答のとおり、当面ないということでございます。ただ、これからに向けてでございますけれども、町民の方々がいろいろそういったイベントは大変喜んでおられるというのも事実でございます。

少しお話をしたいと思うのですが、小川地区ですと振興協議会主催のイベントがあります。先月でございますが、産直市もありました。これには地域の方々が参加しております。若い方々にはバンド演奏というのがございます。それから、小川中学校生の出

演というのもございまして、最後には地域の方々に応援団方式でエールをいただきました。災害に合わせて毎年お願いしておりますが、町民の方に頑張れ頑張れと、そういうようなお話もいただいております。

さらには、その終わった後に地域の住民の方々と一緒に片づけをしていただいております。中学生の方々は、若者でございまして、ご招待がないから出ないとか、案内がないから知らないとかではなく、自ら進んで出演させてくださいと、そういうようなお話で進められております。

そしてまた、郷土芸能もありまして、小学校低学年、高学年、中学生、高校生、そして一般の方々ということで参加をして、地域全体でございまして。中学生、若い人たちにもその地域の一員だという自覚を持って参画をしてもらっているところでございまして。外では、いろんな幼児向け、大人向け、そういったメニューを工夫を凝らして進められているところでございまして。

このように、地域の方々が大変喜んでおります。お帰りの際にも、これは表現方法がちょっと難しいかもしれませんが、「こんなになった」ということで、声をかけてくれたりもします、ご高齢の方でございまして。そういった形で、イベントを待ち望んでいるという方も現実おられます。そのために、地域一体となって70周年を迎えるように、そういったイベントも一つの方法であると思っておりますので、実施に向け、あるいは検討をしていただくという方法をお願いできればと思っております。これは、要望でございまして。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望ということで進みます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。1項が終了しました。

2項に入る前に、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。ここには、株式会社岩泉きのこ産業、株式会社岩泉総合観光も含まれます。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

2項徴税費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

3項戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

進みます。4項選挙費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

6項監査委員費。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

3款1項社会福祉費に入ります。

ここで新規事業2件の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、新規事業等の説明をさせていただきます。

2ページを御覧願います。福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業となります。事業実施主体は岩泉町です。

事業の目的でございますが、物価高騰の影響を受けている福祉サービス事業者に対し、その影響を緩和するため支援金を交付することにより、事業の継続と安定化を図るためとなります。

事業の内容でございます。対象事業者は、町内で福祉サービス事業所を運営し、入所系、通所系、または訪問・相談系のサービスを提供している事業者となります。

支援の内容でございます。入所系は定員割ということで定員1人当たり1万円、通所系及び訪問・相談系は、事業所割として1事業所当たり通所系を10万円、訪問・相談系を3万円でございます。事業費といたしまして、362万円を見込んでおります。

内容につきましては、定員割241万円、事業所割121万円となって、積算内容は以下のとおりでございます。

給付スケジュールでございますが、令和7年10月から同年11月まで申請を受け付け、速やかに開始したいと思います。

財源といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金全額を見込んでおります。

以上です。

続きまして、地域介護確保対策事業でございます。事業実施主体は岩泉町となります。

事業の目的でございますが、当町の介護事業は中山間地域を多く抱えることによる事業の効率の悪さに加え、介護報酬の減額改定などにより居宅介護支援事業と訪問介護支援事業の撤退が相次いだことから、これ以上介護サービスが縮小しないよう、維持継続を図るため支援を行うものであります。

事業の内容でございますが、事業の概要ですが、介護事業は社会インフラの一つであります。その足元である居宅介護支援事業及び訪問介護事業の人材の確保の課題に対する観点で、事業所の維持、継続の基盤となる人材の確保、定着の下支えをするため下記の支援を行います。

支援の対象でございますが、町内の居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所に所属する介護支援専門員及び訪問ヘルパーの人員費用に対し、下記の基準により補助をしようとするものです。

補助基準額でございますが、介護支援専門員、正職員、月額8万4,000円、1人当たり。臨時職員、月額4万2,000円。訪問ヘルパー、正職員、月額6万円、1人当たりになります。臨時職員は、月額3万円。登録ヘルパーは、月額1万5,000円としたいところでございます。介護支援専門員、訪問ヘルパーとも、当該年度において6か月以上在籍した方で、6か月を上限かつ予算の範囲内でとするものでございます。事業費は、500万円の補助金を見込んでおります。

特記事業といたしましては、御覧のとおりでございますが、財源といたしまして、高齢者福祉基金を見込んでおります。

事業の期間は、第9期介護保険事業計画期間中の2年間としたいと考えております。

以上となります。ご審査のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎寛次郎君） 説明が終わりました。

3款1項社会福祉費、18ページです。質疑はありませんか。

8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まず、最初の社会福祉総務費の18節、福祉サービス事業所の物価高騰対策というかですけれども、目的で物価高騰の影響を受けているということなのですが、そしてこれを緩和するという支援金、今回の要するに支援金でやるということがあります。それぞれ事業所がどの程度の影響を受けて、今回これに対して支援することによって、どういうふうに緩和されると見ているのかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず、この事業の財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、この事業の中の国の推奨メニューといたしまして、介護の事業者支援というところがメニューとして1つございます。この交付金におきましては、県のほう、あるいは各自治体に交付されております。

この中身でございますけれども、この事業の展開といたしましては、やはりガソリンとか、物価高騰に対する部分への若干の穴埋め的な部分を昨年度、県と町と併せて実施したわけでございますが、残念ながら今年度、県のほうでは今のところ実施の予定がないというふうなところでございました。そのため、町といたしましては、6年度に続きまして、同様な支援にはなるのですが、少しでも燃料費等の高騰に対する部分に支援をしたいなと考えたところでございます。

委員ご指摘のどの程度かというのは、ちょっと詳細には把握はしておりませんが、この支援をしたとしても、まだまだ電気料など、相当数の維持管理費は赤字的な状況で苦しいとはお聞きしております。

先ほど来申し上げておりましたとおり、なかなか診療報酬等も上がってこない、事業所の収入は上がってこないというふうな状況がございましたので、昨年度に引き続きまして、物価高騰への支援をしたいなと考えて事業を計画したところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 昨年度やったので、また今年もやるというご答弁であります。この質問に答えていないですよ。

幾ら大変で、ヒアリングしないのですが、この制度設計するに、どのぐらい大変だから、今回この支援額を全体で360万円か、やるということなのですから、その制度設計するに、それらはやっていないのですか、調べていない、事業所聞いていないのですか。ちょっと厳しい質問ですみません。やっぱりそれは必要なと思いますが、いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 大変申し訳ございません。質問に的確な答弁にならなくて申し訳ございませんが、この物価高騰対策につきましては、ここ近年、数年実施させていただいております。事業所からは、そのとおり、毎年のように経済対策今年度はないのかというふうな声は出ておまして、そのためというわけではございませんけれども、事業所からの経営が厳しいという声は、当然町のほうに入ってきているところでございます。

今地域の介護を取り巻く状況がこのような形で、事業所が相次いで経営難により撤退するというふうな状況もありますことから、何とか今そこを避けるべく、少しでも町として支援していくというふうなところでの対応でございました。

積算といいますのは、申し訳ございません、第1回目、今年度の状況は把握しておりませんが、以前の物価高によるガソリンが高くなった時点では、国の推奨メニューの中にありますとおり、物価高騰部分を算定した上で、県と町でその物価高騰部分を補填するというふうな流れで補填した経過、始まった経緯がありますので、今ガソリンの単価、電気料の単価等々見ましても、そこの部分から、またさらに上がってきているという状況でございますので、詳しい数字で答弁できなくて大変申し訳ございませんが、事業経営が苦しく、そこの部分への補填ということでご理解をいただければなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） であれば、去年実施した6年度の、もう決算もやっているでしょうから、6年度の県と町の状況、昨年度の評価はどうなっているかお答えください。これは、後でいいです。

撤退事業所があるために、これがために撤退したのですか。やっぱりこれも一つの理

由かもしれませんが、いろんな事業所ではあるようですけれども、どのぐらい、では事業所が撤退して、その理由はどうだったか。それをお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

介護保険の状況でございますが、撤退した2者というか、2事業区分の部分は訪問系、事業の効率が悪いというか、なかなか上がってこない訪問系の事業所で、事業区分でございます。そこに係る部分は、やはり訪問の経費とすれば、端的に車、ガソリンというふうなところで、そのこの部分の費用がかさんできてしまうと。あるいは、そのこの部分、訪問介護報酬も減額されているというふうなことで、なかなか訪問部分の採算は以前から苦しいなというところはお聞きしておりました。その部分に係るさらに燃料高騰、ガソリンの高騰というところで、この部分はぜひこの交付金の推奨メニューの部分でもあると、どうにか市町村でも検討してみてくださいというふうな国からの交付金事業の推奨メニューもございまして、私たちもその部分を加味しながら、事業を組み立てたというところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 令和6年度の質問に対してお答えしていません、まだ。

それで、これ以上やりませんが、地方創生臨時交付金、これは7年度は今回出たのではなくて、前から来ているやつですっけか、これ。では、歳入のメニュー、ほかの多分事業も使っている、農業とか使っているかと思うのですが、それを含めて歳入についてご説明ください。地方創生臨時交付金。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 交付金の関係につきましては、総務課のほうから答弁させていただきます。

物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金でございますが、ここ数年、例えば1億円なり5,000万円なり来ていた交付金でございますが、ちょうどさきの国政選挙の前に、一旦交付金のほうが各市町村に配当になりました。今年度は、岩泉町は821万6,000円になっています。ご案内のとおり、今国政がかなり不透明というか、流動的というか、低所得対策の各それぞれに対して2万円とか4万円の交付もあるのではないかという話もあ

りましたが、それ自体もちょっとないかもしれないということで、我々市町村のほうでも、ではどういったところに絞ったらいいのかというのを考えながら進めているところでございまして、また今の国の動きを見ながら、それに合わせて、やはり財源がないと、大きい金額になってきますので、そちらのほうを見極めながら進めていきたいと思っています。今年度は820万円の交付金でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今年度の800万円のやつは、もう終わって使っているのもありますよ。ないですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今年度の800万円に関しましては、今回の福祉のほうの福祉サービス事業所の物価高騰対応、あとは同じく6款のほうで、今度新規事業のほうの概要書にもございますが、6ページにある宿泊事業者の物価高騰、この2事業に、結局うちのほうでも800万円しか来ませんので、ではその中でどの事業に充てるかということで、今回の中で2事業に充てることで、今計上してございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 物価高で電気もかかる、ガソリンも上がっている、分かりますよ、私も。ガソリンとか、いっぱい電気も上がっていますし、事業所は大変。でも、制度設計するには、予算出すには、その状況、単にアバウトで、このくらい上がっているから、今回360万円、この基準でやるかと。そうすれば、この基準であれば、これはもう乗り越えられるのかな。それも含めて、やっぱり制度設計するには含めて、そしてまだまだ足りないのだろうとは思うのですけれども、でも頑張ってくださいとか、そこがやっぱりしっかり積算というか、制度設計してやるべきだと思います。そのことを申し上げておきます。終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） この事業でございますが、今先輩委員からもお話がございましたが、非常に厳しい物価高、経営状況が大変だということでございます。

それで、その支援内容でございますが、入所系、それから通所系で金額が固定されております。これが経営状況が厳しいというのでしたら、その事業の収支で支援をすべき

ではないかなというふうに思います。国庫補助でございますので、これは国の一律の基準というのがあるかとは思いますが、1人幾らということなのか、この事業そのものの経営状況に合わせて支援をしたほうがいいのか、そういった面があると思いますので、その部分についてお伺いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、各事業所の収支状況を見ながらというところはご指摘のとおりであると認識はしておりました。ただ、今回のこの事業の支援といたしましては、繰り返しになりますけれども、従来の光熱水費等、燃料等の経費はかなり高騰をしているところでございますので、事業の全体の流れというのではなく、電気料、燃料の物価高に対する支援というところで組み立てておりましたので、もしかしますと、かなり事業所の収支状況は、トータル決算の状況はなかなか把握はできかねているのですが、その部分は除いて、今回のこの事業は、繰り返しになりますが、燃料部分、物価高騰部分というところでの制度としておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この新規事業の2つ目の地域介護確保対策事業について伺いますけれども、これは専門員とかヘルパーに月額で示されておりますけれども、これは確認ですけれども、給与に上乘せしてこれが支払われると解釈してもよろしいですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

給与に上乘せというところは、すみません、ちょっと若干認識が違っているかと思うのですが、私どもの補助基準の設計をした中身でございますが、宮古のハローワークの給与水準を参考とさせていただきました。介護支援専門員と訪問ヘルパーさんの正職員のベースの平均給与の3分の1程度というところで、この8万4,000円と6万円というところを積算しております。町内の事業所さんをお聞きして決めた金額、基準ではございません。あくまでもこの補助基準は、給与に上乘せして、その方々に支払われるという中身ではございませんで、あくまでもこの人材、この2区分の人材がかなり危機的状況にもあると、全国的に。1番はケアマネジャーと言われるところです。2番はヘルパー

さんというところでございます。何とかこの人材を継続的な確保をしていただきたいという部分で、この算定方法に基づいて支援金という形で見積もったところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、先ほどから1つ目の項目でも議論がありましたけれども、事業所に対しての支援というふうな形だと思います。そうすると、この積算方法が正しいか、正しくないかというのは、今お話しはしませんけれども、そうすると例えば今年度は今年度で、6か月間で終わりと。来年度も同じような状況だと、同じような支援をしていかなければならないと私は思うのですけれども、その辺は来年度以降の部分はいかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今のところ、先ほど資料の説明でさせていただいたように、できればこの事業は介護保険計画の第9期計画期間中としたいと考えておりまして、来年度も継続していきたいと考えております。

その根拠といたしましては、介護報酬の減額がありました。第9期計画を策定する際に、訪問部分がかかり事業所は黒字を出しているのではないかという、ちょっと語弊があったら申し訳ございません、国のほうで見誤った数値を算定したのではないかなと過疎市町村は考えているところでございます。多分都会の訪問介護事業所は、もしかしますと黒字で推移しているかもしれませんが、先ほど来申し上げましたとおり過疎地、あと特に遠距離で訪問を行うという事業に関しては経費がかかる、さらには訪問介護報酬も減額になると、二重の負担を強いられているというところで、最近この状況は、国でもそういう状況があったというふうなことを認めて、第10期計画から、何とかその部分に関する部分の介護報酬も見直していきたいという状況が出ているところでございます。

したがいまして、第10期は劇的に変わるのを期待するのですけれども、なかなかそうではないのかなと思ったときに、まず第9期でこれをお認めいただいて、第10期は来年度介護保険の改定の際、どのような形で過疎地域の、特に訪問介護事業部分の状況が好

転していくのかというふうな状況も見据えながら、来年度、次期、当町でも介護保険計画策定しますし、そこら辺と連動しながら、併せて人員確保も考えていかなければならないなと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうしますと、この2つの新規事業、事業所に対する支援というふうな形だと思いますので、ぜひ物価高騰でどれくらい大変なのかというののヒアリングとか、そういったことももちろん必要だと思いますし、今後の岩泉町における介護の全体像をどういうふうにしなければいけないのかということにつながってくるかと思しますので、ぜひその辺は役場内でも、あるいは事業所ともしっかりと検討していただいで進めてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 関連で、さっきの続きです。

やっぱり事業所にこの基準でやるというけれども、ではハローワークでこの職種がどのぐらいの給料というか、報酬というか、給料ですか、今なっているか。そして、これが募集すれば、採用になって、集まるかもしれないのですよね、私考えれば。そうではなくて、事業所の職員に行くのではなくて、今お答えしたとおりかな、事業所に行くと。何に使われているか分からないですよね。この職員に最後のあれですか、これは職員に対してのこの趣旨にのっとって使われるということも確認しますよね。ぜひお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この事業補助金でございますが、町内唯一の訪問事業あるいは介護支援事業所に補助する中身になりますが、確かに今委員おっしゃったとおり、補助金が何に使われるかというふうなところは、非常に人件費に跳ね返るのか、人員確保がうまくいく経費に使われるのかというところはございますけれども、今その部分を、要望ベースでは町のほうから交付する際にはお願いはしたいところではございます。確かに補助金ですので、充当事業等の中身はチェックをしていきたいと思っておりますので、できればこの補助金を各訪問介護事業等々に有効に活用されて、町内の介護事業、特に訪問事業が停滞し

ないような形で使われるようなチェック体制は取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） これで、事業所へ補助金交付するということになるかと思いますので、やっぱりこれはあれですよ、このとおりの趣旨で、補助金の交付枠にする時点では、やっぱりこういうふうに使ってくださいと交付に条件を出すべきですよ。

それから、すみません、最後に、私勉強不足で、高齢者福祉基金、これ何でしたっけ、ちょっとご説明ください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

高齢者福祉基金でございますが、平成3年に条例化して制定させていただいたところでございます。これに関しましては、高齢社会に対応した施策を推進し、高齢者福祉の増進に資する目的というところでございます。この財源が平成2年に国が定めた地方交付税で措置された財源を基に基金設置しているところでございます。

当初の目的は、運用益を事業に充当するというふうな目的もあったようでございます。その目的どおり運用資金を各事業に充当しながら事業実施していたところでございますが、ご承知のとおり昨今運用益はほとんど出ない状況というところでございますので、これは県のほうにも確認したところなのですが、平成23年に条例改正をさせていただきまして、基金を、原資をどんどんといいますか、基金を使用しながら、元金を使用しながら、事業に充当しながら、処分は可能だよというふうなところになってきているようでございます。

なお、県内で見ますと、この高齢者福祉基金の残高がある市町村は、3分の1程度にまで減ってきているような状況と認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 前段の補助金交付するに当たっての指導というか、この条件まではいかないのですが、それにお答えになっていませんが、お答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 大変すみません。

先ほど申しましたとおり、高齢社会に対応した施策を推進し、高齢者福祉の増進というところに大きく捉えられるのかなと思って充当を考えたところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、うまく伝わっていなかったようであります。

この事業の今回の地域介護確保対策事業の補助金を交付するに当たって、やっぱり交付するには、これこれこういうふうに使ってくださいよと、そういう趣旨を質問しましたので、それにお答えがありませんということです。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 大変申し訳ございません。

この事業、基金を含めてこの介護事業について、人員確保が進むような形で、町のほうでもこの基金を有効に使いながら、介護事業を推進してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

進みます。2項児童福祉費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

4款1項保健衛生費、19ページから21ページです。質疑はありませんか。

7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ここで予防費の委託料、コロナの定期予防接種委託料の件について、ちょっと確認というか、お伺いしますけれども、町では今後もコロナの予防接種は推進していくような考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

コロナの予防接種でございます。これは、定期予防接種化されたというところになります。当初は、国のほうでも2類というところだったのですが、5類に分類されまして、

高齢者のインフルエンザと同じような位置になりましたので、これからは毎年高齢者のインフルエンザと同じような形で住民に周知しながら、必要があると思われる方への接種機会をつくっていくというところでございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） コロナの予防接種については、いろんなところでいろんな方がデータに基づいて使用したり、本当にこれが合っていたのかとか、いろいろな情報が流れています。なので、高齢者と今おっしゃいましたけれども、情報の提供については町でもそこはしっかりといろいろなデータに基づきながら、迷っている方に対してのアナウンスというものをしっかりとしておいたほうがいいのではないかなということでお聞きをしました。そういったところは、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 答えいたします。

その部分に関しましては、本当未知といいますか、まだ解明されていない部分が専門家の中でも多いのかなと思っておりまして、私どもが今住民、高齢者等に周知徹底しているのが、かかりつけ医の方がいる方は、どうかその先生方と相談しながら、よりよい接種をしていただきたいというところでしかなかなか手段がないかなと思っておりました。その裏側には、コロナのワクチンのほうも、やはり毎年製造はするところで、変異もまだ続いているというふうな状況もありまして、症状のほうも若干変化しているような形もあるというふうなところがありますので、接種機会は国で定期化したわけなのですが、接種のほうは定期化されたからといって安易にするのではなく、やっぱり体調がいい日とか、あるいはそこら辺を選んで、接種する先生方と相談しながらというところでしか今のところは方法がないのかなと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、大山委員。

○委員（大山幸真君） 畠山委員からもあった定期予防接種委託料のコロナの部分なのですけれども、この予防接種に関しては、コロナが始まって約5年、6年とたつて、まだ予防接種のエビデンスもなかなか出ていない状況ではあるのですけれども、いろいろ調

べていくと、やっぱり多い人だともう6回目になると思います。アナフィラキシー症状だったりとか、あとは2回、3回受けただけで、予防接種でお亡くなりになったり、様々リスクはあるということは私自身も認識はしているのですが、そこのご認識があった上で、今回このコロナの予防接種をやり続けるというお考えなのかどうか。やはりそのリスクに関しては、非常に命に関わるお話になるので、しっかり町民に対して、やることによってコロナにかかった場合の症状を抑えられるというメリットは国でも提示はしているのですが、そのリスク、ここも併せてしっかりとお伝えしていく必要があるのかなというふうに思っております。

実際に接種される方、町内に関しましてはご高齢の方が多いため、そういったところを役場のほうでもしっかり確認を取っていただいた上で、コロナ予防接種を推奨していただければと思うのですが、そのリスクに関しまして、どの程度のご認識をお持ちなのか、ご確認をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

リスクという部分では、国の厚労省の専門審査会等々で出されているホームページ上の情報でしか私どもは把握できないところが現状でございます。国が定期予防接種化、突然そういうふうな見解を出したということで、そこはリスクよりは予防接種をしたほうがリスクを上回るというふうな判断を国の審議会の方々が決めて定期接種化になったと認識しておりますので、その部分は国の定期予防接種に基づきながら、全国の各自自治体も実施はしているところですので、何とかそのリスク部分は私どもも町民にも広くお知らせしながら、先ほどの繰り返しになりますが、医療機関等々と相談しながら接種をしていただくというふうなところになってございます。

なお、例えば接種して健康被害が生じたというふうな場合は、国のほうの健康被害調査委員会というところで補償金等々の対応がなされるというふうな予防接種に位置づけられておりますことを申し添えたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、大山委員。

○委員（大山幸真君） ご回答ありがとうございます。国が示しているということで、岩泉町もやっていくということなのですが、国が進めるからといって岩泉町でもや

っていくというのは、それこそ非常にリスクかなというふうに考えておりました、その予防接種を受けることによる健康被害、多数症例が出ているかと思っておりますので、しっかりそこは確認していただきながら、町民のほうに、そこも調べた上で、エビデンスを取った上でご提示していただき、予防接種を進めていただければと思うのですが、かかりつけ医のお医者様のほうでも、やっぱり5割、6割接種していない人がいるという情報も入っておりますので、非常に私個人としてはリスクのある予防接種かなと思うのですけれども、今回の予防接種について、今回のメーカー、どこのメーカーを使っての接種になるか、お答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず、ワクチンですが、済生会岩泉病院さんは、ファイザーをお使いになるとお聞きしているところがございますが、町外接種も可能でございますので、各医療機関でどのワクチンを使うかというのまでは、詳細な部分は把握しておりません。

なお、コロナのワクチン接種、岩泉町がとおっしゃいましたが、国のほうで法令に基づく事務となっておりますので、岩泉町だけがコロナワクチン接種機会を住民に与えないというふうなことにはなりませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 続けるの。

○委員長（林崎竟次郎君） はい。

○委員（三田地泰正君） ほんならば、1点だけ18節について伺います。

まさに済生会のことですが、現在の済生会の医師の配置状況というか、どのような体制になっているのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今年度の済生会の医師の体制でございますが、常勤は4名というところになってございます。吉田院長以下、柴野先生、高橋先生、富澤先生というところで、4人の常勤医となっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、町としてもそれなりの支援をしているのですが、何か今までと変わって、いわゆる診療科目が増えた、診てもらうにいいような科目が増えたのか、この実態についてお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

従来の診療科、内科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科等に加えて、院長先生が漢方外来ということで、専門的な外来の窓口を設けて実施しているというところはお聞きしておりますが、大きくは変わっていないところだと認識しております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時05分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（林崎竟次郎君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。

5款1項農業費に入ります。

ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） では、午後もよろしくお願いたします。

それでは、新規事業等概要の4ページを御覧ください。5款1項4目、事業名はいわいずみ短角牛ブランド化推進事業で、事業実施主体は短角牛生産者等でございます。

事業の目的ですが、地域資源である短角牛の生産振興と流通の活性化を目的に、生産者等が実施するいわいずみ短角牛のブランド化に向けた取組を支援し、次の世代へつな

げる産業としていくものでございます。

事業の内容ですが、生産、流通を担う肥育農家、JA、岩泉ホールディングス、岩泉短角家、いわちくが一体となり、全ての部位を適正な価格で売り切る流通の活性化を図るため、いわずみ短角牛のブランド化に向けた取組に対する経費の一部を補助するものです。

取組の内容といたしましては、子牛の出産から放牧、肥育までの生産に係る一連の動画を作成し、販売促進のツールとするものでございます。

補助率は、対象経費の9割以内とし、20万円を上限としております。

事業費は20万円で、財源内訳は全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 5款1項農業費、21ページ、22ページです。質疑はありますか。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 短角牛のブランド化に向けて推進していくPR活動だと思うのですが、いい事業で、ぜひ短角を推進してほしいのですが、その詳しい内容ですが、短角牛の出産から放牧、肥育までの生産とありますが、肥育農家だけが対象なのか、個々に、個人どなたでもやれる、肥育やっている人はやれるのかどうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

主に中心となって活動されるところが短角の肥育農家の方々が中心となるのですが、そのほかに岩泉の短角牛の流通をされている岩泉短角家の方ですとか、そういった方々で取組をされている部分となります。

実際に、PR動画のほうですけれども、そういった出産をしたところから、あとは放牧しているところとか、そういったところの風景といいますか、一連の動画を作成して、動画作成したものをPRの活動で流していくというような形の取組となっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 出産から、例えば肥育、出荷までなのか。肥育だと出荷するまで1年以上かかるのですが、その期間をずっと撮影するのかどうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

ポイント、ポイントで、常に何かのときに動画をずっと回しているというわけではなくて、例えば出産のタイミングの牛がいた場合は、そこで動画を撮影して、子牛が出産される風景をつくるとか、放牧のほうは、放牧地のほうに行って放牧されている状況ですね、そういったところをポイントのところ放牧地に行って、その風景を撮影するとか、あとは出産する牛がいた場合は、そういった出産するところのタイミングの合うところで動画を作成するというところで、ポイント、ポイントで幾つか動画を作成し、それらを編集して、一連の流れとなるような形での動画を作成するというような状況となっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ぜひ短角のブランド化に向けて一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

それで、畜産の項目ですけれども、今畜産農家もそうですけれども、全てが短角もそうですけれども、夏の高温で、牧草とかロールが、ロールというか、二番草がほとんど取れない状態のような感じですが、温暖化でそういう農家に対する支援を町としてどのように考えているのかお聞かせください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 一般質問のほうでも答弁させていただきましたけれども、まずは現状把握に努め、一番草は今年よかったので、それ以降二番草がどういう状況にあるか、あとは三番草もどのような形で収穫ができるのか。デントコーンも含めながら、粗飼料がどのような状況になっているかというのを、まず現状を把握した上で、その上で県だったり国の動きを見ながら、我々も支援の在り方については考えさせていただきますというふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 大変なようですので、ぜひ何らかの支援をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。要望です。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 町民アイデア実践支援事業でも、この短角牛のブランド化としてPRビデオをつくるという提案をしたようでしたが、それと同じことになりませんか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

こちらの事業、町民アイデアのほうに1度提案された事業となりますが、こちらの町民アイデアのほうで審査会が行われた際、町としても短角牛の振興を行っておりますので、町民アイデアとしてではなく、町の短角振興として取り組んだほうがいいのではないかとというような審査会での意見を受けまして、農林水産課のほうにそういった検討をしてほしいというような形で、審査を所管している政策推進課のほうからこちらの農林水産課のほうに相談がありまして、農林水産課のほうでもそちらのほうを検討いたしまして、まず予算を要求する際に、庁舎内というか、庁内でのそういった短角振興として農林水産課のほうでも進めたいということをお願いをして、今回の要求となって計上させていただきます。お認めいただければ、生産者の方々等のこういった団体の方々もまず自ら自分たちでこういった取組をしたいという意思表示をされている事業ですので、そういった部分に対しても支援をしていきたいということでの今回お願いとなっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 先日もNHKの「小さな旅」で、去年の秋に放送されたそういう酪農家さんの生活をつづった放映を見ました。とてもよくできていたと思えますので、ぜひともブランド化、いわずみ短角牛がもっと知られるようなよい作品ができるのを期待しております。どうぞお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望です。

3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 私は、この2項のほうの林業振興費、今回について補正がござい

ませんが、ここでお聞きしたいと思います。

私は、この前の一般質問におきまして、鳥獣被害対策でお聞きして、答弁をいただいたところでございます。野生鳥獣による被害対策で一定の成果を上げているということでご答弁をいただきまして、なお増加傾向にあるとのことでございますが、積極的な捕獲ということで、その捕獲鳥獣の有効活用を進めるということで、町が処理加工施設に係る補助を行い、事業開始に向け支援を継続しますとご答弁をいただいたところでございます。

それで、積極的な捕獲ということで、事業者に対しましても、より具体的な方法としてどのように今年度からも含めて支援をされていかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） すみません、今のご質問は、捕獲の部分のご質問という形で捉えてよろしいでしょうか。捕獲ですと、我々のほうでは猟友会のほうから65名の方たちを推薦いただき、鳥獣被害対策実施隊員を編成して、今現在捕獲圧を強めているところです。これは、毎年この捕獲の圧を強めていかないと、どんどん、どんどん鹿、イノシシ、そういったものが増加していくのはもう目に見えて分かっているものですから、今現在約2,000頭から、目標では年間2,500頭、鹿だったら捕獲していくという形で、目標を立てながら実施隊員の方たちに積極的に捕獲を行ってもらっております。

今後我々といたしましても、猟友会のみなさんと、あと実施隊員の皆さんと連携を深めながら、いろんな支援は当然してまいりますし、捕獲しやすい環境等もつくっていききたいというふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 大変ありがとうございます。

そこで、積極的な捕獲の一つの方法として、この前答弁いただいた内容では、有効活用でございますが、町が処理加工施設に係る補助を行いということもご答弁をいただいております。現在鳥獣の対策は、積極的にやられるということでございますが、もう一つ処理加工施設も、この積極的な捕獲という部分に結びつくと思いますので、1名の方が、地域おこし協力隊の方が施設整備を行われるということで、それに対しても支援をされ

ということですので、その内容、どのように支援をされるのかお伺いしたい
と思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 有害鳥獣捕獲をしている捕獲物の中から、有効活用
するために処理加工をなさる地域おこし協力隊の方が1名おいでになりまして、先般国
の総務省の補助事業のほうに補助決定いただきながら、町のほうも総務省からの補助金
をもらいながら、事業者に対しては2分の1の補助を今現在しているところです。

今後その方が工場を立ち上げるに当たっては、今現在岩手県は放射能関係で出荷規制
がまだしかれておりますので、その規制解除に向けた事務支援だったり、協議だったり
というのは、当然町のほうでも一緒に行っていかなければならないので、そういった部
分で支援していかなければなりませんし、その方が行う全頭検査に対しても、町職員の
立会が必要になってきますので、そういった部分で事業者に対しては今後も継続した支
援が行われていくものと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） ありがとうございます。放射能検査とかいろいろな支援をされる
ということですが、一つには法人でございます、本来はこれぐらい被害が広域
でございますので、積極的な捕獲という意味合いでは、町が設備をし、公設民営とい
うような形が好ましいというふうに私は思うのですが、それで借入金もあるようでござ
いますが、そういった予算面といいますか、そういうような支援をできないかどうか。

また、先ほど放射能の検査ということもございますので、設備、システムですが、そ
ういったものについては、7月オープンであれば、今年度のうちに支援をして進めてい
くべきというふうに思っております。何せ民設といいますか、でございますので、その
部分は最大限町が支援をしていく必要があるなというふうに思いますが、どのようにお
考えでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員がおっしゃる公設民営、これも一つの方法でござ
いますし、あとは積極的に事業者の方に実施していただく、それに対して町のほうで補
助金を交付してやっていただく、こういった2つの方法があるところでございます。

大槌町とか遠野市とか、先行事例を見ますと、事業者の方が自費でやって、自費で整備して実施しているところもございますし、あと大槌町の場合だと、国の補助金をもらったりとかしながら実施しているものと思っております。

本町におきましては、そういうふうに事業をやっていただける事業主の方がおいでになるので、そういった公設民営ということは今現在考えてございませんで、その方が実施する分について補助金を交付いたしたり、あとは自己資金に対しては当然国庫補助金の裏財源というのは個人で工面しなければならない部分だと思っておりますので、それについては事業者の方が今後運営する中で当然収支というのはお考えになっていると思いますので、そちらのほうは頑張っていたきたいというふうに考えております。

それ以降、当然岩泉町として、今現在放射能規制で出荷規制がある中で、岩泉町として一部解除、岩泉の町として一部解除してもらわなければならないような、そういった事務が出てきますので、そういったところには町は積極的に支援をしてみたいというふうに考えてございますし、出荷する際の全頭検査、その辺についても町のほうで立会が必ず必要になってきますので、そういった部分での支援のほうはしてみたいというふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 今年度でございませけれども、設備する団体に対しては、その資金的な支援はしないというお考えでございませますが、やはり町としてこのような大きな被害を受けている、さらにニホンジカもそのとおりですし、今度イノシシ等も出てくるかと思ひます。そういった対策も、全体も含めて、やはり支援ということは必要かなというふうに思ひますが、検討いただける町内の方々に、例えば猟友会の方々とか、いろんな方々に相談をしていただき、その処理といひますか、被害防止のために捕獲を積極的に進めていくということ、それも含めて支援するということを検討いただけないかお伺ひします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） そういった有効活用をするために、積極的に捕獲については、当然そういう有効活用する方が今現在猟友会の皆さんに声かけをしている状況にもありますし、あとはジビエの協議会というものがあって、岩泉町の町のほうでもそ

ういった協議会のお話合いの中には参加させてもらっております。

いずれにいたしましても、鹿だったりイノシシを捕って、ジビエ施設で処理する際の事業者の方が考える基準というか、加工するまでの基準というのも随分厳しくあるようですので、そこら辺については、やっぱり事業者の皆さんと捕っていただく実施隊員の皆さんとのコンセンサスが今後必要になってくると思いますし、積極的なそういったコンセンサスを図る際には、我々もそこに入ってお話いはさせていただきたいと思ます。

今後お金に対しての支援、施設整備だったり、いろんな整備に対する支援でございませけれども、事業者の方が自分から、自らそういった施設を立ち上げ、そして収益を求めめるためにやっていく営業活動ともなりますので、そちらについては営業のほうを一生懸命頑張ってもらいたいような体制で臨んでいただければと思ますし、我々はそれに対して捕獲できる環境を整え、そういったことを導入できるような環境整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 大変ありがとうございます。

それで、この団体への支援でございませけれども、公共性があると考えられる場合は、その支援をいただけるかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） これは、ご相談になってきますけれども、お話をいただく内容がまさしく公益的なものというような形になれば、町のほうでもいろいろ考えていかなければならない部分だと思いますけれども、それが営業的なものになっていく場合には、そこは個人の事業者の方の頑張りでやっていただくものと、そういうふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 短角のブランド化のところに戻るのはですが、つくると。どこでどういうふうにして放映するのか。いろいろ生産者からお肉屋さんまで、先ほどはお話しなされましたが、ユーチューブのようなところで流すのか、あるいは販売するところで流すのか、ターゲットはどこに絞ろうとしているのかというようなヒアリングはして

いますでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

まず、検討している団体さんのほうで実施しようとしているところがイベント会場などで、まずは広く一般的にそういったPR動画を流していくというところを想定しているところがございます。

あとは、いろいろなイベント会場ですとか、そういったところに赴く機会とか、呼んでいただいたときとかというときに、そういったところでどンドンまずは流すというところのスタートで考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） それではターゲットが狭くなってくると思うので、誰でも見られるような状況にする。いわいずみ短角牛のブランド化を本当に図ろうとするのであれば、ユーチューブみたいところで検索すればすぐ引っかかってきて見られる、あるいは短角牛を売ったときにQRコードで見られるというようなことを提案して、そこまでやったらどうだというふうなことでアクションしたらいいのではないかなど、背中を押してあげたらいいのではないかと思うのですが、どうですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） ありがとうございます。まさしく委員おっしゃるとおり、まず広く皆さんにとか、そういった機会があればというところでもありますし、私自身ユーチューブとか、そういったところまだ不勉強なところもありますが、団体の皆さんとも相談して、そういったご提案いただいた内容、こういう提案もありますよということをお知らせしていったら、よりいい方向に進めるような形で進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 最後の質問になるかと思うのですが、この編集が終わって、問題は、完成するのはいつ頃なのか、この点について確認をお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 佐々木総括。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木光総括。

○農林水産課総括室長（佐々木 光君） お答えいたします。

こちらのほう、まず素材集めのほうは、もう団体さんのほうで実際にやられているのですけれども、予算のほうをお認めいただきましたらば、団体さんのほうと補助金の交付契約等々を進めまして、その財源を、補助金とか、あとは自己財源の部分、そういったところを使っていただき、一応動画の作成の納品といたしますか、完成は2月を予定しております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についての質疑を終わります。

3項水産業費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えをお願いします。

6款1項商工費に入ります。

ここで、新規事業2件の説明を求めます。

まず、佐々木真政策推進課長、次に佐々木修二経済観光交流課長より説明を受けます。

佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まず、新規事業1点目になります。新規事業概要書の5ページになります。

龍泉洞の水加工場施設等整備事業となります。事業実施主体は、岩泉ホールディングス株式会社となります。

事業の目的でございますが、町の特産品である「龍泉洞の水」の加工場について、施設及び機器類の設備が老朽化していることから、施設改修及び主要機器の更新を支援するものでございます。

内容でございますが、整備は建屋、倉庫の改修工事、ボイラー、コンプレッサーの入れ替え、ラベラー機、リンサー、充填機、コンベア、ケーサー、液処理のオーバーホール、事業費が合計で1億5,000万円となります。

支援ですけれども、指定寄附を財源といたしまして、事業費の全額を支援いたします。

スケジュールは、10月から来年、令和8年3月までの完成を見込んでおります。

財源は、指定寄附金を充当で1億5,000万円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎寛次郎君） 続いて、佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、新規事業と概要説明資料の6ページをお開きください。

事業名でございます。宿泊事業者等物価高騰対策支援事業となります。

事業実施主体は、岩泉町となります。

事業の目的です。物価高騰による観光客減少の影響を緩和するため、宿泊施設を中心に観光需要の回復を図り、宿泊事業者を支援するとともに、町内経済の活性化を図るものでございます。

事業の内容でございますが、1番、支援の内容につきましては、宿泊事業者が町内商品券付き宿泊プランを造成し、個人宿泊者が宿泊した場合、1人当たり1,000円を助成するものでございます。

対象事業者は、旅館業法の許可を受けている町内の宿泊事業者となります。

助成対象期間は、令和7年11月1日から令和8年3月22日宿泊分までといたします。

ただし、助成額が予算額に達した場合は、この限りではございません。

事業費は600万円、1人1,000円掛ける6,000人泊となります。

事業費につきましては、国庫財源459万6,000円。こちらにつきましては、物価高騰対

応重点支援地方創生臨時交付金となり、一般財源140万4,000円、合計の600万円となります。

以上で新規事業概要となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

6款1項商工費、22ページ、23ページです。質疑はありませんか。

3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 18節でお伺いします。

龍泉洞の水加工場施設の整備でございますけれども、これにつきましては事業主体については岩泉ホールディングス株式会社ということでございます。そして、その財源も、これもご寄附の財源ということで、プラス・マイナス・ゼロであるわけでございますけれども、老朽化でございますが、たしか記憶では最初の設置については公設といたしますか、町が行った事業であると思います。更新の場合は、岩泉ホールディングスが直接おやりになる事業となるものかなと考えます。それが1つでございますが、その部分をお伺いしたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この龍泉洞の水につきましては、以前から議会のほうにもいろいろとご説明は申し上げて、どうするかというお話も協議させていただいております。現実的には、この龍泉洞の水は、昭和60年からスタートしておりまして、もう40年たちます。ピークが平成19年で、このときには1リットル換算ですけれども、930万本の生産で5億9,000万円の売上げがございました。それが現状では、令和6年度で200万本、生産本数で5分の1で、売上げも約1億5,000万円というところまで落ち込んできております。しかしながら、この龍泉洞の水というのは、岩泉町にとっては根幹となる水、これを使った製品であったり、龍泉洞であったり、様々な基になるところでございますので、これはやはりなくするわけにはいかないということから、これについてはこれまでも継続して水の生産は行ってきております。

その中で、こういった状況の中、老朽化で、もう既に部品もなくて生産が難しくなってきたというところを何とかしなければならぬということで、私どものほうでも2年半前から、いろんな補助金がないかなということで様々やってきています。実際は、

岩泉ホールディングスの見積りでも3億円という見積りが出てきておりましたので、これは何とか財源を確保しなければならないということなのですが、やはり老朽化の更新というのはなかなかないと。

今環境対応、脱炭素という部分で、環境省、経産省ともいろいろ折衝してまいりましたが、なかなか難しいというところに今回こういったお話がありましたので、これは町としても、やはり今後も龍泉洞の水というのは、一部公的な部分も含め何とか残していかなければならないというところで、これは支援するという形で考えたものでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） ありがとうございます。まさに龍泉洞は、国指定の天然記念物でもあり、岩泉湧窟及びコウモリという形で指定されておりますし、国の宝であり、そして岩泉町の宝であると。これは、そのとおりだと思っております。

そこで、施設整備をするに当たり、国指定の天然記念物でございます。目に見える形では、その指定地は指定外に建設をされているというのもそのとおりでございます。ただ、環境という部分もありますので、前の設備のとおりにおやりになるのか、また新たな設備を設けるのか、そういう部分がございますして、指定地外であっても国指定でございますので、全体への影響がございますので、いろんな関係機関、日本洞穴学研究所、あるいは専門家の方々、あと配管も交換となると、どのように配管が使用されているのか、いろいろあると思いますので、それらの専門的な点検も含めてやっていただくという必要があるかと思いますが、その1億5,000万円では賄い切れないという気もいたしますが、その部分をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回設備については、現状の設備の更新ということになります。ただ、全部を交換ということになれば、3億円以上かかる見積りで出てきております。今回は、オーバーホールする分、それからもう交換が利かない部品を替える分でコンピューター系を替えるとか、そういったのを実施しようと思っております、それで1億5,000万円。現状のほうを伺いましたらば、その配管については大丈夫そうだということで、取水の分の配管については、今回手はかけません。機械の部分、それか

ら建物の木造部分が老朽化で壊れていたり、キツツキが穴を空けていたり、そういったものもあるので、そういったのを修理するということになります。

私もちょっと洞穴研究会のほうを伺うというのは頭にはなかったのですが、今回はそういう設備の中の部分だけになりますので、そこは大丈夫かなとは思いますが、現状ではそう考えておりました。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、菊池委員。

○委員（菊池孝広君） 現状変更は、国指定の天然記念物ではないとは思いますが、しかし、見えない部分、配管の老朽化とか、いろんな部分があるかと思しますので、その部分をあらゆる機関でござりますが、岩泉町教育委員会を經由し、岩手県教育委員会、そこにも相談してみるべきというふうに思いますが、お考えをお聞きます。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） それにつきましては、では承りまして、いろんなところを確認はしてみます。どういった状況かというところは、私もちょっと今ここでは専門的なところが分かりませんので、そこは確認いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 工場の内部の更新に合わせて、これも容器も考えていますか。違うものにする、もっと原価が安いものにする、粗利が幾らでも取れるようにするというふうな考え方はしているのかどうなのか、お伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回2年半ほど前からいろいろ検討しているのですが、中でもその中でもペットボトルの話が出まして、これにかかる経費もござりますし、今環境対応にもなっていないペットボトルということで、それもいろんな形でできないかなというのもご相談はしておりました。ただ、今回こういった形での更新ということになりますので、そこは再度これからの発注になりますが、また岩泉ホールディングスのほうとも協議をしてみたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今だったら、まだどんな形状でも変更できると思うので、このままでない、もっと薄くてもいいのかなと思うので、ぜひそこは詰めていただいて、幾

らかでも会社に利益が残るような仕組みというのをつくってもらえればと、取締役としてもそういう発言をしてもらえばいいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 指定寄附でということでしたが、町のホームページ上でどういう規定をされているのか確認しようとしたところ、指定寄附ということそのものがちょっとよく分からなかった部分があります。総務省のホームページとかは出てくるのですけれども。ということで、そもそもの話をお聞きするのは非常に心苦しいのですが、指定寄附というものについて、概要をご説明お願いします。あわせてふるさと納税との違いもお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 指定寄附につきましてですが、通常やはりSNSとか探したときには、例えば日赤の募金とか、国が指定したものというので出てきますが、実際我々地方公共団体のほうの指定寄附というのが、財政実務の部分での歳入歳出科目の作り方とか、あと予算編成の仕方という財務のほうでの参考図書がございます。それに合わせて、項までは議決ですが、目からは市町村の判断になりますので、その参考資料のほうでも書かれているのが、一般寄附と指定寄附、うちのほうも今一般寄附と指定寄附があります。

ある程度岩泉町のためにということで、広くいただく寄附は一般寄附になります。そして、用途がこんなことに使ってほしいというのは、分類上は指定寄附で歳入のほう、寄附採納してございます。例えば去年であれば、B&Gの横の運動公園といいますか、器具、子供たちの遊具をとというのがあれば、そういったもので指定寄附のほうで収入して、歳出のほうで事業を組んで、こういった事業に使いましたよということを相手の方にお知らせしています。

ということで、これは各市町村の団体ごとの部分で、科目を構成するときの基になっている部分での分類になっていましたので、今回は指定寄附ということでの受入れになってございました。

ふるさと納税との違いといいますか、そちらのほうはふるさと納税のほうも、ここ何年かで個人の分、あるいは企業版のほうがございますが、その部分で、通常本当にふる

さと納税のほうは、ばふっとしたような形での、町外の方が岩泉町のために寄附していただいております。ですので、昔からあった寄附というのが一般寄附、指定寄附というように形で受入れのほうをしております、ふるさと納税はまた別な意味で皆さんから寄附をいただいている最近のものの寄附というような形でございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） すみません、用途を指定するのは寄附者ですか。岩泉町ですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 用途を指定するというのは、これは相手方になります。相手の方から、岩泉町のこんな事業に使ってほしいというので来れば、それで指摘寄附にしています。通常であれば、前までは、広く岩泉町のためにというのであって、それは一般寄附で受入れしておりました。指定寄附のほうは、ある程度うちでも管理しておきたいので、こういった事業のためにというので、歳出で予算を組んで、それでそのために一応区分けをはっきりさせるために項目のほうを分けているような状態でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 先ほど岩泉ホールディングスの経営状況の報告をいただきました。第1・四半期で純利益が1億円を超えているような経営状況だというふうに認識しましたけれども、政策推進課の課長から先ほど質疑の中で、龍泉洞の水が930万本出荷のピークから現行で200万本というふうに回答が、説明がありましたけれども、岩泉ホールディングス株式会社全体感では、自前でオーバーホールであったりとか、更新に類する今回の事業をやる経営体力自体はあるのかなというふうに認識したところですけども、今回それを岩泉ホールディングスさんの自主事業としてやらずに指定寄附を活用するという判断になった部分について、理由をご説明ください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩泉ホールディングス自体は、経営とすれば今順調にきている状況でございます。ただ、分野別でいきますと、ヨーグルト等は今どんどん、どんどん右肩上がりというような状況ではございますが、龍泉洞の水という部分、飲料という部分でいきますと、赤字部門というような形になります。売上げもどんどん減少

して、そこに係る人件費であったり、そういった老朽化してきている効率の悪い機器でやっているというのもあったり、そういった中で何とかこの水という分野をどうにかしなければならぬというところは、これは岩泉ホールディングスの経営自体だけでいけば、もしかしたらその分野というのは部門的にはちょっと厳しい分野で、本気に、では更新をして、3億円かけてやりましょうというところのモチベーションまではいかないというところが正直なところです。

そうしますと、やはり町としてどうにかしていかないと、この水がなくなってもいいと、もう要らないということであれば、これは別なのですけども、やはりこれは皆さんの気持ちとしてそうではないと思いますので、そこは町として考えるという結論に至ったものでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ある一定以上の公益性があるという認識だというふうに理解をしました。

先ほどほかの委員からも、再ブランド化といったようなお話がありました。議会で議論されていることで申し上げますと、シティプロモーションの中核に据えるべきものの一つかなというふうに私自身は龍泉洞の水を認識しているところです。かつて930万本売れたときにも、なぜ売れているのかということ、産業開発でしたけれども、職員の方に聞いても、どなたもお答えできなかったような経験を持っております。もう一度龍泉洞の水の価値を、成分分析ですとか効用も含めて、一口で3年長生きすると言われてきたことの根拠があるのかないかみたいなことも含めて調査もすべきかなというふうに思うのですが、認識をお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今委員おっしゃったこと、全くもってそのとおりでございます。私も今こういう取締役としても入っていますが、当時の930万本から今の200万本、こういった状況になっているというのが、ざっくりした形では、もう大手にやっぱり負けてしまっているとか、薄利多売になっているとか、様々なところはざっくりとはあるのですけれども、ただこれ分析までは、どこまでしたのかというのは分かりませんが、私はそれは必要だと思っています。その分析の中で、ではこれからこれをもっと

どうしていくかというところを、今委員おっしゃったようなシティプロモーションの中で岩泉全体の基としてこれを生かすということがやっぱりなければ、これをそのまま直したとしても、また経営上は同じような状況になりますので、先ほどペットボトルの話もしていただきましたが、様々なところでブランド化を図りたいと、そういう思いでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） あまり三セクの経営のことをここで議論し続けるのは適当ではないというふうに認識はしていますが、いいものを安くという従来の考え方も一つあるかと思えますけれども、いいものを妥当な値段でということも最近の潮流かというふうに思います。1本200円、300円でも売れているミネラルウォーターもございますので、そういった可能性も含めて、非加熱の炭酸カルシウムの含有量が国内随一、世界でも有数ということが何なのかということかなというふうに素人なりには思っていますが、そこも踏まえて助言をしていただきたいという要望をして終わります。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 私どもも龍泉洞の水は世界一の水だと思ってきました。この非加熱というのは、やっぱりミネラルウォーターで、週刊誌の中で日本一の水と評価されたこともあります。それをみんなどんどん忘れていって、今やっぱり同じ水があったら安いほうという考えも、ちょっと時代、今になって、そこはちょっと変わりつつありますので、私たちこれの500ではなくて350が欲しいとか、持ち歩きたいとか、高齢者の方は必ずこれ残すとか、そういう意見は伝えておりますので、ぜひともこれを機に、ラベルから何から考えてほしいと思いますし、「本当に龍泉洞の水が水道から出るのですね」とほかの方には言われますし、龍泉洞の水の給水車をつくって、本当はあちこちに配りたいくらいの龍泉洞の水という強みはありますので、私も付け加えて、これからの売り方を考えてほしいと思います。要望としてお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望です。

11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 新規事業で、見れば近年宿泊施設というか、それが非常に減っ

ているような感じがするのですが、現時点で町が捉えている、いわゆる旅館業法の許可を持っている宿泊施設は町内に何か所あるのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の旅館業法の許可を受けている町内の事業者数ですが、6者ということで捉えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、この新規事業は、いわゆる観光客だけが対象なのか、町民は該当するのかわからないのか、見解をお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

対象は、町民の方も対象と、宿のほうに泊まっていた際の商品券を付与ということになりますので、泊まっていたら町民でも対象になるというふうを考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 次に水のことが、長年の懸案がようやく更新ということになるようですが、おかげさまで財源のめどもついて、まさにありがたい指定寄附だかなと思っています。

そこで、この水の件については、誰が考えても非常に苦戦する商品であるというのは当初から。というのは、送るといっても目方がかかるわけだ。それで運賃がかかる。それから、どんどんほかの企業なり自治体をはじめ、いわゆる消費者の近いところで生産すれば、それなりに運賃もかからないわけだ。これで争うというのは非常に難しいわけだが、いずれ値段はそれなりに抑えて、決して安売りしないような方向で、やっぱり続けていったほうがいいのかと思っております。

そこで、当局のほうでも認識している岩泉町は、水がいわゆる基本とか、根幹とかという話もするので、その割には、これだけの立派な龍泉洞の水を売っている割には、自然界には結構沢水も川も流れているのですが、やっぱり私は、ほかでも、東京都でもそうだが、噴水を上げる計画があるのだ。目に見えるような格好で、どこでもいいが、観光地に1か所、今度の新電力のエネルギーを使ってもいいが、やはり何メーターか噴き

上げて、通る人たちに、ああ、さすが水の町だ、岩泉だというようなことをイメージとして訴える場所も私は必要だと思うのです。この際、ここら辺で思い切って考えてみてもいい時期ではないかと思うのですが、ここら辺についての一つ見通しというか、ご見解をお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 東京都でも世界最大級の噴水をお台場にということで今話題になっているようでございますが、賛否様々あるようでございますけれども、やはり水が大事で、この水というのが岩泉町のメインになっているというのは誰も分かるところでして、それをほかに向けてPRしたり、東京の人たちが羨ましがってこっちに来てくれるとか、その水を欲しがるとか、こういったのをぜひ求めたいところでございます。これは、噴水かどうかということは別としまして、様々なことをやはり模索して、その水を前面に出していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、大山委員。

○委員（大山幸真君） 水加工施設の件なのですけれども、10月、来月から準備が、整備が始まるということなのですけれども、お話ししできる範囲で、決まっている業者様があれば、その辺りも詳細に教えていただければと思ひます。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） これにつきましては、寄附のほうがついせんだって決まったような格好でございまして、岩泉ホールディングスのほうでも、今準備段階で見積りを様々取っていただいています。メーカーさんについては、部署、部署でいろいろメーカーさんが違うようでして、二、三者見積りを取りながら、今組み立てているような状況と伺っています。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、大山委員。

○委員（大山幸真君） ご回答ありがとうございます。では、これから業者選定はしていくということで、ありがとうございます。

続きまして、宿泊事業者の、こちらの補助のお話なのですけれども、今町内に6者対象の旅業法を持っている方々がいらっしゃるということなのですけれども、この上限もある中で、例えば1者だけがすごくお客様を受け入れてしまって、ほかの5者がち

よっと思ったより使えなかったとかという、そこの使用バランス、どういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

対象事業者6者への配分を考えておりまして、前年の実績に応じて、まず大方の配分を内示の形式でしたいなと思っていました。あと、執行状況を管理しながら、宿泊者数の動きを捉えながら、その予算をうまく活用しながら、配分を再変更という形を取っていきたいなと思ってしています。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで換気のため10分間休憩します。暫時休憩します。40分までとなります。

休憩（午後 2時29分）

再開（午後 2時40分）

○委員長（林崎竟次郎君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

7款2項道路橋梁費に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

日吉地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） それでは、新規事業等の概要説明資料7ページを御覧願います。

予算は、7款2項3目、事業名は町道メンズクメ線舗装補修事業になります。

事業主体は、岩泉町となります。

事業の目的ですが、本路線は凍上被害により路面に亀裂が入り、部分的な補修では対応し切れない状況となっております。車両通行等に支障を来していることから、舗装補修工事を実施し、安全確保を図るものであります。

事業の内容ですけれども、舗装補修工事、延長600メートルになります。

事業費は3,000万円。

事業期間は、令和7年10月から令和8年3月までを予定しております。

特記事項として、財源ですけれども、緊急自然災害防止対策事業債、地方債となります。

以上となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

7款2項道路橋梁費、23ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

8款1項消防費、23ページ、24ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

9款1項教育総務費、24ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

2項小学校費、25ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

3項中学校費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

4項社会教育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

5項保健体育費、25ページ、26ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。9ページをお開きください。よろしいですか。9款地方特例交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

10款地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

14款国庫支出金、9ページ、10ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

17款寄附金、質疑はありませんか。

8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 先ほどは水加工施設、歳出でる議論がされました。そこで聞けばよかったが、ここであれですね、1億5,000万円の指定寄附なのですが、町政史上こんな額をやったことは今までないのかなと思いますけれども、この会社は岩泉にどういう気持ちでとか、寄附を受けたときに何か聞いておりますでしょうか。おりますというか、話せる、回答できる範囲で結構ですが、ありがたいことではありますけれども、これはどうなのかなと思って今質問をしました。よろしく願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） これについては、岩泉町のほうにご寄附を今回いただくということで、大変ありがたい話で、これについては指定寄附というご説明あったのですが、岩泉町がかなり最近元気だと、第三セクターが頑張っていると。こういったところでぜひ活用できないかなというお話でございました。

それで、水加工場は、私どものほうで、こういう課題があるという話で、これは全然相手方はそういう話ではなくて、町にありがたくいただくので、それでどうかなという

ことで進んだような話でございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 頑張っているということ、これからもうどんどん頑張ってやっていかなければならないのかなと思って、今答弁聞いていて感じました。今後ともよろしくをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

18款繰入金、10ページ、11ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第6号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定において昨年度国庫負担金等を導入して行いました事業について、実績額の確定に伴います国庫負担金等の精算返還のほか、今年度の職員体制に基づき人件費の調整を行っております。

それでは、歳出でございますが、8ページを御覧願いたいと思います。8ページになります。人件費の調整のほかに、7款1項3目償還金、22節で国庫負担金等精算返還金25万円を追加しております。

以上が歳出になります。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻り願います。前のページ、6ページになります。6ページ、6款1項1目繰越金、434万2,000円で財源調整を行ってございました。

以上が事業勘定の説明となります。

次に、診療施設勘定になります。歳出からご説明させていただきます。最終ページ、15ページを御覧願います。15ページ、1款1項1目一般管理費、12節でオンライン資格確認システム改修委託料14万6,000円を追加しております。これは、マイナンバーカードで将来的に生活保護者の医療扶助及び医療費助成現物給付が可能となる予定であることから、オンライン資格認証の改修をするものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入ですが、前のページ、14ページにお戻り願います。14ページ、5款2項1目雑入で地域診療情報連携推進費補助金として10万8,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、まず事業勘定について、先に歳出を一括、その後歳入を一括で、次に診療施設勘定について、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査はまず事業勘定について、先に歳出を一括、その後歳入を一括で、次に診療施設勘定について、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7、8ページを御覧ください。歳出は一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。歳入も一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから診療施設勘定の質疑を行います。14ページ、15ページを御覧ください。診療

施設勘定は歳入歳出一括です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをしてください。

◎議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、昨年度の介護給付費の実績額確定に伴います国県負担金等の精算返還金を追加したほか、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。最後の7ページを御覧願います。7ページ、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金3,272万1,000円を追加しております。これは、昨年度の介護給付費の実績額確定に伴いまして、国、県及び支払基金に対して超過交付額の精算返還を行うものでございます。

続きまして、歳入でございまして、6ページにお戻り願います。前のページ、6ページ

になります。4款1項1目介護給付費負担金で623万9,000円を追加計上しております。これは、昨年度の介護給付費の実績確定に伴う県負担金の追加交付の決定によるものでございます。

また、7款1項1目繰越金で2,656万8,000円を計上し、財源調整を行ってございます。以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法は、事業勘定について歳入歳出一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は事業勘定について歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。歳入歳出一括審査です。質疑はありませんか。

11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 7ページの歳出についてお伺いしますが、この認定審査会、これは大体でいいのですが、年間何回ぐらい開催されるのかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 長寿支援室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 石垣長寿支援室長、どうぞ。

○長寿支援室長（石垣直美君） お答えします。

認定審査会の開催回数ですけれども、7年度は年間104回を予定しております。104回です。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、やっぱり審査するにはそれなりの何か資格なり要件があるかと思うのですが、この方々に何か特別な資格要件があるのか。そしてまた、この審査会には何人関わるのかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 長寿支援室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 石垣長寿支援室長、どうぞ。

○長寿支援室長（石垣直美君） 審査会委員には、医師、歯科医師の方であったり、そのほか保健師等が審査会委員としておりまして、8合議体、8グループあります。8合議体で、1合議体が5人になっておりまして、年間1合議体当たり13回審査会をするような予定になっております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをしてください。

◎議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、消費税及び地方消費税の納付に係る予算のほか、本年度の職員体制に基づき人件費の調整を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款

1 項 1 目一般管理費、26 節公課費で438万7,000円を追加しております。これは、令和6年度消費税及び地方消費税の申告額の確定によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入ですが、前のページ、6 ページにお戻り願います。2 款 2 項 1 目観光費県補助金で地域経営推進費200万円を計上し、6 款 1 項 1 目繰越金で844万5,000円増の財源調整を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。6 ページ、7 ページを御覧ください。歳入歳出一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをしてください。

◎議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第9号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和7年度の執行状況を踏まえた収入の整理をさせていただきます。

それでは、5ページから載せております令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算事項別明細書により説明いたします。

収益的収支の収入についてですが、1款2項3目1節消費税及び地方消費税還付金に592万5,000円計上しております。これは、今回の補正予算に合わせ税額を再計算したところ、令和6年度からの繰越事業等の影響により、還付金が増額となる見込みとなったものであります。

次に、4目1節国庫補助金、マイナスの26万円ですが、補助対象となる計画策定業務の内容を精査した結果、減額となるものです。

6ページをお開きください。資本的収支の収入でございます。1款1項1目1節建設改良債と1款4項1目1節国庫補助金ですが、建設改良債がプラスの1,160万円、国庫補助金がマイナスの1,160万円となっています。これは、年度当初に申請した社会資本整備総合交付金が当初見込んでいた額より減額されたことから、建設改良債により財源措置しようとするものであります。

1款5項2目1節の工事負担金ですが、現在進めている清水川河川改修工事に伴う下水道管布設替工事の補償費が増額される見込みとなったことによるものです。

1ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正に係る総額ですが、第2条、収益的収支の収入を566万5,000円増額し、1億8,285万9,000円、第3条、資本的収支の収入を148万8,000円増額し、1億1,983万1,000円としております。また、3条の条文の中段から記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2,918万円

は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金2,319万8,000円で補填するとしております。

2ページですが、先ほど説明しました企業債について、限度額及び利率を定めております。限度額については、先ほど説明したとおりの内容となっておりますが、今回の補正に合わせて、最近の借入れの状況を踏まえ、補正前には3%以内としていたものを5%以内に改めるものであります。

少し飛びますが、7ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により1,208万4,000円増の1億5,179万2,000円を予定しています。

また、次のページ以降に令和6年度末の貸借対照表及び令和7年度末の予定貸借対照表、令和6年度損益計算書、令和7年度予算の注記をおつけしておりますので、併せてご確認いただきたいと思っております。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第4条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については審査に合わせて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。予算書1、2ページを御覧ください。

第2条から第4条までの審査を一括で行います。

なお、5ページ、6ページの事項別明細書と7ページから10ページまでの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（林崎竟次郎君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時17分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和7年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

林 崎 竟 次 郎
